病児保育施設各位

7月10日厚労省子ども家庭局からの事務連絡の補足説明

　7月10日厚労省子ども家庭局保育課より都道府県、指定都市、中核市の地域子ども子育て支援事業担当部宛に事務連絡が行われました。

要旨は前年同月の延べ利用児童数を上限として交付金の算定は行ってよいとのことです。

しかし上限ですと、それより少ない利用児童数を算定されることも予想されます。しかし申請は各施設から行うものです。各施設にあっては前年度延べ利用者数を上限として自治体に申請してください。

7月10日の全国知事会において自見はなこ厚生労働大臣政務官から各知事に対して前年の延べ利用数を基に算定して頂きたいとの趣旨の説明がなされております。

各施設に置かれましてはこの補足説明を十分にご理解ください。

最後に今回の交付金の算定方法にご尽力された自見はなこ参議院議員、厚労省子ども家庭局の皆様にに深謝いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全国病児協議会　会長　大川　洋二